

東京大学空間情報科学研究センター 特任助教または特任研究員 公募要項

1. 職名および人数

特任助教または特任研究員 1名

2. 所属

東京大学空間情報科学研究センター 貞広研究室

3. 就業場所

東京大学空間情報科学研究センター (千葉県柏市柏の葉 5-1-5)

変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

4. 業務内容

スタートアップの立地・動態について空間情報科学的なアプローチによる研究を行う。特に立地動態に係わる計量分析、スタートアップエコシステム関係者等へのインタビュー調査・アンケート調査の実施および結果の取りまとめ等を担当すると共に、研究テーマに関連する独自の研究を行う。
変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

5. 応募資格

- 1) 空間情報科学に関連する分野の博士の学位を有する方（着任日までに学位取得予定の方を含む）、あるいはそれと同等の研究業績を有する方
- 2) 業務内容に記載された研究テーマに関連する研究経験や実務経験のある方。または同テーマの研究に熱意のある方
- 3) 日本語を母語としない場合は、研究・日常業務に支障のない日本語の運用能力を有する方

6. 選考方法

書類選考の上、必要に応じて面接を実施することがある。

7. 契約時期

2026年4月1日以降のできるだけ早い時期～2027年3月31日

更新する場合があり得る。更新する場合は、年度ごとに行う。

更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は1回、在職できる期間は2028（令和10）年3月31日を限度とする。

8. 試用期間

採用された日から14日間

9. 応募締切

2026年2月27日(金) 必着 ※ 但し、適任者が見つかり次第、公募を終了します。

10. 提出書類

○履歴書（東京大学統一履歴書 (<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>) を用いること）

○研究業績一覧

(別紙「東京大学空間情報科学研究センター教員採用のための研究業績作成要領」(https://www.csis.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/2022/02/csis_work_list_rule_202107.pdf)に従うこと)

- 主要な研究業績の説明 (A4 で 2 枚程度)
- 主要論文の抜刷または複写 (5 編以内)
- 業務内容に記載した研究テーマにどのように貢献するかについての計画・提案
- 応募者について意見を伺える方 2 名の氏名・所属・職名・連絡先・応募者との関係
- 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 <https://drive.google.com/drive/folders/1mRhJk24Gz6oBhS8gwBPgAFW7j60NFjtu>

11. 提出方法

電子メールによる送付。件名を「空間情報科学研究センター・スタートアップ研究特任助教公募書類」または「空間情報科学研究センター・スタートアップ研究特任研究員公募書類」とした上で、空間情報科学研究センター 公募係 e-mail: koubo[at]csis.u-tokyo.ac.jp まで上記の提出書類を送付すること。([at]は@に置き換えてください。)

12. 照会先

〒277-8568 千葉県柏市柏の葉 5-1-5 東京大学柏キャンパス総合研究棟 4 階
東京大学空間情報科学研究センター 特任助教（特任研究員）公募係
Email : koubo[at]csis.u-tokyo.ac.jp ([at]は@に置き換えてください。)

13. 募集者名称

国立大学法人東京大学

14. 就業時間

専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。

15. 休日

土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

16. 休暇

年次有給休暇、特別休暇等

17. 賃金等

年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 35～45 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）。

諸手当：通勤手当（原則 55,000 円まで）のほか、本学の定めるところによる。

18. 加入保険

文部科学省共済組合、雇用保険

19. その他

○東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。

○産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することができます。

○外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。

このような場合、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。

○応募書類等は返却しませんので、了解の上、応募してください。また、履歴書は本応募の用途に限り使用し、個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

○受動喫煙防止措置の状況は屋内原則禁煙（喫煙場所設置）です。